

## 道路設計業務特記仕様書

### 1 関係法令等の遵守

本業務の実施に際しては、「土木設計業務等委託必携」（兵庫県県土整備部）、「設計業務等共通仕様書（兵庫県県土整備部）」（最新版）及び本特記仕様書によるほか、次の関係法令、諸規則等に基づき実施すること。

- (1) 小型構造物標準図集（兵庫県県土整備部 最新版）
- (2) 設計便覧（案）（近畿地方整備局 最新版）
- (3) 土木工事数量算出要領（案）（兵庫県県土整備部 最新版）
- (4) 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（増補改訂版）  
（財）国土技術研究センター 平成 23 年 8 月）
- (5) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会 最新版）
- (6) 尼崎市公共測量作業規程
- (7) 尼崎市財務規則
- (8) その他関係法令・規則・通達等

### 2 成果

- (1) 受注者は、業務が完了した時は、「土木設計委託等委託必携」に基づき、成果品を作成し、業務完了報告書とともに提出し、検査を受けること。
- (2) 成果はすべて発注者に帰属するものであって、いかなる形においても発注者の許可なく発表・引用しないこと。
- (3) 設計計算書は、計算に使用した理論・公式の引用・文献等、並びにその計算過程を明記すること。

### 3 成果品内容

- (1) 調査・設計の要点を設計概要書としてとりまとめること。
- (2) 設計計算書は引用基準を明記し、数値トレースが容易にできるように工夫すること。
- (3) 本業務において未確認事項等が残存する場合は、工事への申し送り事項として、報告書にとりまとめること。
- (4) 本業務の成果品については、下表のとおりとする。

表 成果品の内容・部数

成果品の内容	仕 様	部数	摘 要
電子媒体	CD-R	2 部	
紙媒体			
報告書	ドッジファイル・金文字箱	2 部	

- (5) 図面は「CAD製図基準」(国土交通省H29年3月)及びCAD製図基準に関する運用ガイドライン」(国土交通省H29年3月)に基づき作成し、DWG形式およびDXF形式(IJCAD対応)とすること。

#### 4 業務実績データの作成・登録

受注者は契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請すること。

#### 5 私有地への立ち入り

- (1) 受注者は、業務実施のため現地に立ち入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めること。
- (2) 借地・伐採・その他補償等が必要な場合は、原則として受注者において行うこと。
- (3) 受注者は、現地での調査あるいは調査上で民地に立ち入る必要が生じる場合には、事前に受注者に身分証の発行申請を行い、現地作業の際にはこれを携帯し、身分証の提示を求められた際に提示し地域住民への理解を求めること。また、業務完了時にはこれを発注者に返却すること。

以 上